

指定ごみ袋の導入について

1 趣旨

ごみの排出ルールを明確化し、資源・ごみの分別の徹底を進めるとともに、排出マナーとごみに対する意識の高揚を図るため、指定ごみ袋を導入するもの。

2 導入までの経過

- ・平成17年12月5日 春日井市廃棄物減量等推進審議会の提言を受理【資料1】
- ・平成18年3月6日 指定ごみ袋の導入に係る所信表明
(平成18年第1回市議会定例会 市政方針)
- ・平成18年4月13日 指定ごみ袋の規格に対する意見募集(5月1日まで)【資料2】
- ・平成18年6月 指定ごみ袋の規格決定(※裏面参照)
- ・平成18年7月3日 製造業者等の受付開始

3 今後のスケジュール

- ・平成18年9月20日 指定ごみ袋の販売に関する説明会開始(市内6施設)
- ・平成18年9月 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正【資料3】
- ・平成18年10月ごろ 周知啓発活動、指定ごみ袋の流通促進
※ 10月1日号春日井広報にて特集記事の掲載
- ・平成19年2月1日 指定ごみ袋制度の開始

4 指定ごみ袋の規格等

(1) 指定ごみ袋の規格

ア 袋の種類	燃やせるごみ用、燃やせないごみ用の2種類
イ 袋の色	・燃やせるごみ用 半透明の黄色 ・燃やせないごみ用 半透明の青色
ウ 大きさ	燃やせるごみ用、燃やせないごみ用の袋両方とも大(45ℓ)、中(30ℓ)、小(10ℓ)の3種類
エ 厚み	大、中は0.02mm以上、小は0.01mm以上
オ 材質	ポリエチレン製
カ 形状	指定しない
キ 印刷内容	・春日井市指定ごみ袋 ・ごみの種類 ・承認番号 ・啓発事項

(2) その他関連事項

ア 粗大ごみ(80cm)に満たないもので、ごみ袋に入らないものの排出は、従来どおりそのままとする。

イ 剪定ごみの排出は、従来どおりの透明・半透明の袋又はひもで縛るものとする。

ウ レジ袋は、規格に適合するものについては容認する。

エ 指定ごみ袋の価格については、製造・販売に係る代金のみとする。

(袋の価格にごみ処理手数料の一部を上乗せするものではない。)